

## 特別支援学級における教育課程の編成に関するQ & A集

Q 1 特別支援学級の教育課程は、どのように編成すればよいですか。

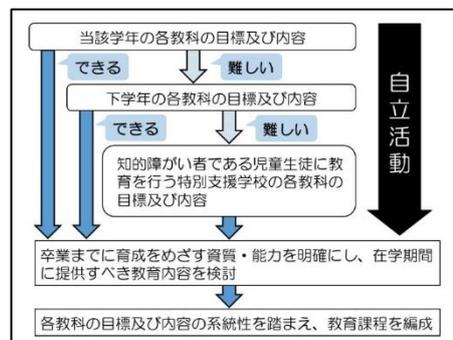
A 特別支援学級では、各学校の責任の下に、①自立活動を取り入れる、②下学年の教科の目標や内容に代替する、③知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりするなど、障がいのある児童生徒の実態に応じた柔軟な教育課程の編成を行うことができます。



特別な教育的支援を必要とする児童生徒の場合、通常の学級において実施可能な配慮や支援<sup>※1</sup>を行うことにより、当該児童生徒が、当該学年の内容を学習可能かどうか検討します。

通常の学級での学習が難しいと判断される場合は、以下の手順で特別支援学級における教育課程を検討します。

- ①特別支援学級で実施可能な配慮や支援<sup>※1</sup>によって、当該学年の内容で学習が可能かどうか検討する。  
(自立活動を取り入れる)
- ②当該学年の内容で学習が難しい場合は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える。
- ③知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の目標・内容に替える。



※1 実施可能な配慮や支援を検討する際は、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動を参考にします。

### 参考

[「小学校学習指導要領解説総則編」平成29年7月（文部科学省）P108～](#)  
[「中学校学習指導要領解説総則編」平成29年7月（文部科学省）P106～](#)



[「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー」平成28年3月（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）](#)



Q 2 自立活動の指導は、どのように取り扱ったらよいですか。

A 自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。

自立活動の指導は、自立活動の時間を中心とし、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされていることから、時間における指導だけでなく、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などに関連させながら、学校教育のあらゆる機会を通じて指導します。



児童生徒の心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

### 個別の指導計画の重要性

自立活動の指導は、一人一人の実態に応じた目標を設定し、指導内容・方法を工夫して指導するため、個別の指導計画の作成が不可欠です。

特別支援学級や交流学級における各教科等の指導の際にも、児童生徒一人一人の自立活動の目標を達成するための指導上の配慮事項を示すことにより、自立活動の時間における指導と各教科等の関連を図ることができます。

### 指導形態

自立活動の指導は、個の実態に応じた指導であるため個別指導の形態が基本となりますが、人との関わり方を学ぶなど、指導目標を達成する上で効果的な場合には、集団で指導を行うことも考えられます。

しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。

### 自立活動の内容

人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素

障がいによる学習又は生活上の困難を改善・克服するための必要な要素

27の項目を6つの区分に整理



- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション



※児童生徒の困難さは個によって異なるため、障がいの状態や発達の程度等に応じて選定する。

### 参考

[「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」平成30年3月（文部科学省）](#)



Q3 自閉症・情緒障がい特別支援学級で、「各教科等を合わせた指導」を行うことができますか。

A 「各教科等を合わせた指導」は、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である知的障がいのある児童生徒に対して行う指導の形態です。

自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍しており、知的障がいを併せ有する児童生徒には「各教科等を合わせた指導」を行うことができますが、知的障がいのない児童生徒に対しては、行うことができません。

Q1の特別支援学級の教育課程の検討の手順を参考にしながら、当該児童生徒について「当該学年の学習」を行うのか、「下学年の学習」を行うのか、又は「知的障がい特別支援学校の各教科」を「教科別の指導」もしくは「各教科等を合わせた指導」で行うのか検討することが大切です。



【知的障がいがない場合】

当該学年の学習

又は

下学年の学習

【知的障がいがある場合】

当該学年の学習

又は

下学年の学習

又は

### 知的障がい特別支援学校の各教科

#### 教科別の指導

知的障がい特別支援学校の各教科を、教科ごとの時間を設けて行う指導

※教科別の指導を一斉授業の形態で進める場合、児童生徒の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を行うことが重要です。

#### 各教科等を合わせた指導

各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて行う指導

- 日常生活の指導
- 遊びの指導
- 生活単元学習
- 作業学習

など

※各教科の目標及び段階を踏まえて、児童生徒に対しどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、児童生徒が習得したことを適切に評価できるよう計画することが重要です。

#### 参考

「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）」  
平成30年3月（文部科学省）P28～



Q 4 交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか。

A 特別支援学級、通常の学級の双方の教育活動としてのねらいが達成されるように、個別の指導計画に基づく授業の実施や評価の方法、障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮等を事前に十分検討し、交流学級の担当教員と連携を図る等、計画的・組織的な交流を実施することが大切です。

### 交流及び共同学習とは

障がいのある子供と障がいのない子供と一緒に参加する活動を通じた学習のことです。こうした学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面という二つの側面があるものと考えられます。

### 特別支援学級

自立活動の時間における指導は、交流学級ではなく、特別支援学級で行う必要があります。

自立活動は、全教育活動を通じて行うこととなっており、各教科等の指導においても自立活動の視点を踏まえた支援や配慮を行うことが重要であるため、基本的には特別支援学級で行います。

一人一人の自立活動の目標や指導内容及び方法を個別の指導計画に明記し、交流学級の担当教員と共有することで、学校の教育活動全体を通じて自立活動の指導を行うことができますようにします。

### 交流学級

交流学級で学習することが、本人にとって負担ではなく、かつ教育的効果が期待される場合は、交流学級で学習を行うことができます。

その場合も、特別支援学級で行っている自立活動の指導と、交流学級で行う各教科等の指導の関連を図るようにします。

交流学級において、他の児童生徒と共通の指導目標や指導内容で各教科等の指導を行う場合には、個別の指導計画に記載されている自立活動の目標を達成するための指導上の配慮事項に留意するようにします。

### 参考

「『特別支援学級を支えるために』～特別支援学級に関するQ & A～」

平成27年12月（北海道教育委員会）P12～



Q 5 学年や実態の異なる児童生徒を指導する際、どのようなことに留意する必要がありますか。

A 学年や実態の異なる児童生徒を指導する際には、知的障がいの有無によって教育課程が異なることを十分理解して教育課程の編成を行うとともに、活動内容や指導形態を工夫し、個別の課題を設定したり、教材・教具を準備したりすることなどが必要です。



### 留意点

① **学習活動を工夫する。**

教師とのコミュニケーションを大切にしながら、遊び化・ゲーム化した学習、操作活動や造形・制作活動を中心とした学習、多様な表現活動（音楽、身体、言語）を取り入れた学習等、児童生徒が集中・持続して取り組めるように学習活動を工夫するようにします。

② **個別の課題に応じた学習を工夫する。**

例えば、算数の授業でボウリングゲームを行うときに、「1対1対応をする。」「得点を数える。」「点数を計算する。」等、一人一人の子供の課題に応じた役割を与えて、繰り返し指導するようにします。

③ **個別に教材・教具を準備する。**

児童生徒の興味・関心、操作性、生活経験、安全性等を考慮し、実態や指導目標に応じて教材・教具を工夫することにより、学習への意欲を喚起し、内容の理解につながるようにします。

④ **学習グループを工夫する。**

学習のねらいを一つ設定して個別の課題を追究する単線型の授業が難しい場合に、ねらいを複数設定してグループを編成し、それぞれの課題を追究する複線型の指導が効果的な場合があります。

※学年や実態の異なる児童生徒を指導する際は、複式学級における学習指導の考え方（直接指導と間接指導）が参考になります。

### 参考

[「令和2年度（2020年度）学校教育の手引」令和2年6月（北海道教育委員会）P177～](#)



Q 6 障がい種の異なる学級が合同で学習する場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A 障がい種が異なると、必要な支援の方法が異なる場合が多いので、障がい種の異なる学級の児童生徒が合同で学習する場合には、適切な指導と必要な支援が行われるよう十分に留意する必要があります。

活動を行うことが目的になってしまわないよう、一人一人に身に付けさせたい「学習内容」と、ここまでできるようにさせたいという「目標」、そのための「支援」をより明確にして指導するようにします。



学習計画を立てる際には、以下のことが大切です。

- ① 障がいの種類や程度を的確に把握すること。
- ② 個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導目標や指導内容を設定し、指導方法を工夫すること。
- ③ 知的障がいのある児童生徒と知的障がいのない児童生徒は、教育課程に違いがあることに留意すること。
- ④ グループ編制については、児童生徒の人間関係に配慮するとともに、学習効果を高める効果的なグループ編制を行う必要があります。

○ 同じ教材を使用し、個々の実態に応じて指導内容や指導方法を工夫する。

【硬貨を使って…】

- ・繰り上がりのあるたし算の学習（知的障がいのない児童）
- ・2桁の金額を1円玉と10円玉で表す学習（知的障がいのある児童）

工夫の例

○ 目標と評価規準の異なる2つのグループに対し、教師が直接指導と間接指導を行う授業展開を工夫する。

- ・Aグループが復習をしている間に、Bグループに説明を行う。
- ・Bグループが応用問題を行っている間に、Aグループに次の展開を説明する。

など

参考

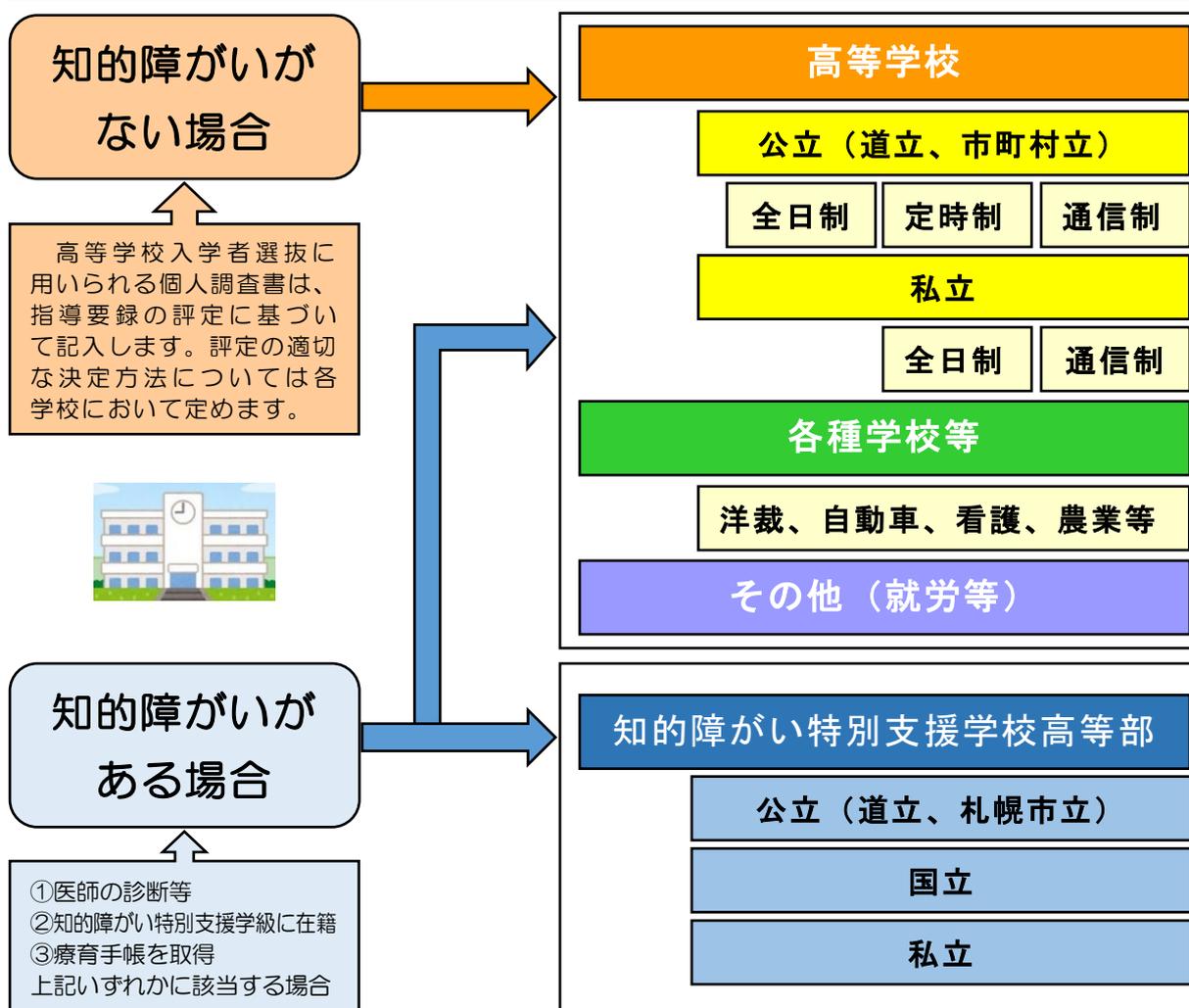
「『特別支援学級を支えるために』～特別支援学級に関するQ&A～」

平成27年12月（北海道教育委員会）P14～



Q 7 自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している生徒は、中学校卒業後にどのような進路が考えられますか。

A 自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している生徒の中学校卒業後の進路は、知的障がいがある場合とない場合で異なり、以下のような進路先が考えられます。



参考

「2020年度版『わたくしの進路』北海道の公立高等学校」令和2年4月  
(北海道教育庁学校教育局高校教育課)



「私立学校名簿」(北海道総務部法人局学事課) 令和2年4月



「令和2年度(2020年度)『道立特別支援学校高等部のしおり』」  
令和2年6月(北海道教育庁学校教育局特別支援教育課)



Q 8 特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画の目標設定と評価は、どのようにすればよいですか。

A 個別の指導計画の目標は、個別の教育支援計画に基づき作成します。年度ごと、学期ごと、単元ごとなど、長期的な目標及び短期的な目標を設定し、それぞれの指導目標に対して評価の時期を設定して評価を行います。評価を基に必要に応じて目標を修正したり、次の指導への改善につなげたりしていくことが重要となります。

児童生徒の障がいの状態や発達段階、特性等は一人一人異なるため、それぞれの実態に即して指導を行うことができるよう、個別に指導目標や内容、方法、評価等を明らかにした個別の指導計画を作成することが必要となります。



目標設定

- ① 個別の教育支援計画に基づき、保護者や本人の願いを尊重した目標を設定しましょう。
- ② 児童生徒の学習上又は生活上の困難さだけでなく、よさや興味・関心も含めた実態を把握することで、支援方法の検討に役立ちます。
- ③ 長期目標は、教師が育成を目指す「1年後の児童生徒の姿」などを踏まえて設定するようにします。
- ④ 短期目標は分かりやすい具体的な行動の目標を立てると、評価がしやすく、一貫した指導が展開できます。達成の基準として、例えば、「5回」や「10分間」など、数値的な記述を入れることも効果的です。
- ⑤ 長期目標、短期目標ともに、達成可能な目標を設定し、指導や支援の方法を検討することが大切です。

評価

- ① 日々の評価を通して、目標は妥当であったか、手立ての量や質は適切か、などを児童生徒の姿から見取り、自分の指導についても評価していきます。当初の見立てとは異なる児童生徒の姿が見えてきたときは、必要に応じて指導目標や手立て、指導計画等を修正するようにします。
- ② 評価は、特別支援学級の担任が一人で行うのではなく、指導に当たった教員を交えながら複数で行うと、児童生徒の姿をより多面的に評価することができます。

参考

「『特別支援学級を支えるために』～特別支援学級に関するQ&A～」  
平成27年12月（北海道教育委員会）P10～



Q 9 通知表の書き方は、通常の学級と違いがありますか。

A 通知表は、学習や生活の様子を家庭に伝え、児童生徒の成長につなげるためのものであり、特別支援学級の通知表は、学校で使われている通常の学級の通知表を使う場合と特別支援学級で独自に作成したものを使う場合が考えられます。

特別支援学級の通知表は、いわゆる評定のみではなく、具体的な児童生徒の成長の様子を分かりやすい記述によって表すことが大切です。



通知表は、各学校において作成されるものなので、学校の様式や作成上の留意点等を踏まえる必要があります。その上で、特別支援学級においては一人一人の児童生徒に応じた内容で作成することができます。

作成に当たって、どのような様式にするか各学校で十分に検討し、共通理解を図って進めていくことが必要です。

### 特別支援学級の通知表の例

- 通常の学級の通知表に加えて、特別支援学級での学習や生活の様子を別紙に記述する。
- 特別支援学級で独自に作成した通知表を用いて、教科別の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動等について具体的に記述する。
- 個別の指導計画を通知表として活用する。

など

留意すること

- ① 個別の指導計画で設定した短期目標と連動した項目を設定するなど、各学級の教育課程に基づき、個々の児童生徒に応じた形式で作成するようにします。
- ② 特別支援学級における特別の教育課程では、「自立活動を取り入れること」と学習指導要領で定められていることから、通常の学級の通知表を様式として使用する場合にも、自立活動に関する評価を記述により記載するようにします。
- ③ 児童生徒のよさや成長が保護者に伝わるように記入するとともに、発達段階に応じて、中学生の場合は生徒自身が理解できる文章にするなど、意欲が高まる内容となるよう配慮するようにします。

### 参考

[「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成31年1月（文部科学省）](#)



Q10 指導要録を作成する際の留意点を教えてください。

A 指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校の設置者が様式を定めることとなっています。

特別支援学級の場合、児童生徒の実態に基づいて教育課程を編成しているため、それぞれの教育課程に応じて、通常の学級と同じ様式や一部変更した様式を使用したり、特別支援学校の様式を参考にして使用したりすることが考えられますが、通常の学級と同じ様式を使用する場合には、自立活動の評価を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記載するなど、自立活動の記録を残すようにします。

個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能です。



### 観点別学習状況の評価

小学校・中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に照らして、その実現状況を「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点で評価し記入します。

(例) 中学校様式

		各教科の学習の記録								
教科	観 点	学 年	1			2			教科	観 点
			1	2	3	1	2	3		
国 語	知識・技能		B						知識・技能	
	思考・判断・表現		B						思考・判断・表	
	主体的に学習に取り組む態度		A						主体的に学習に	
	評定		3						評定	

評定

各学年における各教科の学習状況について、小学校・中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総合的に評価し、記入します。



知的障がい特別支援学校の学習指導要領を参考にする場合でも、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れるようにします。

学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校としての評価規準や評価方法を明確化するとともに、特別支援学級の教員だけでなく、通常の学級の教員も含めて評価を検討するなど、組織的かつ計画的な取組が重要です。

### 参考

[「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成31年3月（文部科学省）](#)

